

## 居宅を訪問するサービス

### 訪問リハビリテーション

通院が困難で在宅療養しているかたに対して、主治医の指示により、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問してリハビリテーションなどを行います。

保険医療機関（歯科を除く。）は、介護保険法の規定により「別段の申し出」や指定取消処分を受けていない場合を除き、（介護予防）訪問リハビリテーションの指定事業者とみなされています。サービスの提供が可能かどうかについては、各保険医療機関にお問い合わせください。